2025. 3. 13

家事・育児負担、男女シェアがスタンダードな時代へ

～育休後も続く育児の壁、労働環境の改善等社会全体で取り組む必要～

経済調査部　エコノミスト
藤田　敬史

ポイント

- **4 月から、夫婦が共に 14 日以上の育児休業を取得すると、育児休業等給付が最大 28 日間、手取り額の実質 10 割に引き上げられる。これにより男性の育休取得を促進し、少子化対策につなげる狙い**
- **共働き家庭が 7 割強を占めるなか、女性に家事・育児の負担が偏っていることが、子供を持ちたいという希望を実現する上での大きな課題。理想のライフコースとして結婚し子供を持ちながら仕事を続けることを望む女性は多く、男性も女性に両立を望む**
- **今回の法改正により男性の育休取得促進が期待されるが、育休後も育児の壁は続く。育休明け後も男性が子育てに参加できるような労働環境の改善等、企業など多様な主体を巻き込み社会全体で取り組むことが必要**

１．４月以降、子育て世帯への給付手厚く

2025 年 4 月から子育て世帯への給付が手厚くなる。育児休業等給付として、所定の要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給される。そのうち出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は 4 月 1 日から創設される給付金である。

育児休業等給付の支給額に係る給付率[1]は、1995 年の制度創設時の 25%から徐々に拡充されてきたが(図表 1)、男性の育休取得が進まない背景には収入減への不安がある。厚生労働省の調査では、男性正社員が育休制度を利用しなかった理由は「収入を減らしたくなかったから」が 4 割強でトップとなっている。

育児休業等給付はこれまで、育休を取得した場合、休業開始から通算 180 日までは育休開始前賃金の 67%（給与の手取り換算で 80%相当)、180 日経過後は 50%が支給されてきた。

今般、男性の育児休業取得をさらに促進するため、出生後休業支援給付金が創設され、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後 8 週間以内、女性は産後休業後 8 週間以内）に、夫婦がともに 14 日以上の育児休業を取得する場合に、最大 28 日間、育児休業開始時賃金の 13%相当額を上乗せ給

（図表1）育児休業等給付率の推移

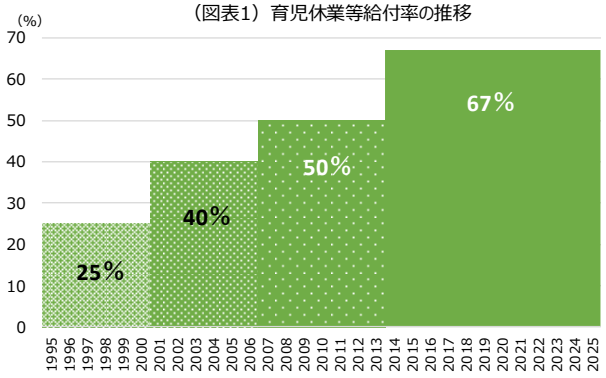

（出所）厚生労働省資料より明治安田総研作成

[1] 育児休業等給付金の支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数×給付率。休業開始時賃金日額は、原則、育児休業開始前 6 ヵ月間の賃金を 180 で除した額。

付し、育児休業給付金とあわせて給付率が 80%（給与の手取り換算で 100%相当）へと引き上げられる[2]（図表 2）。

2022 年 10 月には男性が育児休業を取得しやすいよう産後パパ育休（出生時育児休業）が創設され、今回の改正では実質の手取り額が 10 割になる。厚生労働省「2023 年度雇用均等基本調査」によると、男性育休取得率は 30.1%と過去最高となった。ただ、女性の育休取得率は 84.1%で、取得期間は 9 割以上が 6 ヵ月以上取得しているのに対し、男性は 2 週間未満が約 4 割を占めるなど、短期間の「取るだけ育休」にとどまっている現状もある。女性に比べ依然低水準にとどまる男性の育休取得を促し、少子化対策につなげるねらいである。

2．仕事と家庭の両立を望むも､女性の家事･育児負担が重荷

広島県が 2 月に公表した「ひろしま共育て大調査」では、家事について、料理、食事の後片付け、洗濯、掃除、ゴミ捨ての 5 つのカテゴリー、合計 45 項目を設定している。調査結果は、ゴミ捨てが男女分担であるという回答が最も多く、その他の 4 つのカテゴリーは、主に女性が実施しているとの回答であった（図表 3）。

総務省「労働力調査（2024 年）」によると、夫婦共働き世帯数は 1,300 万世帯、専業主婦世帯は 508 万世帯で、共働き世帯比率（夫婦共働き世帯数÷夫婦共働き世帯と専業主婦世帯の合計数）は 71.9%と増加基調で推移している（図表 4）。共働き家庭が 7 割強を占めるなか、家庭内では依然として女性に家事・育児の負担が偏っている傾向にあることが、子供を持ちたいという希望を実現するうえでの大きな課題と言える。

概ね 5 年に 1 度実施される「結婚と出産に関する全国調査（第 16 回出生動向基本調査（2021 年））」によると、女性が理想とするライフコース[3]では、結婚し子供を持ち退職せず仕事を続ける両立コースが前回調査の 32.3%から 34.0%に増加し、初めて最多となった（図表 5）。一方で再就職コース、専業主婦コースは前回から減少した。男性がパートナーとなる女性に望むライフコースでも、再就職コース、専業主婦コースが減少した一方、両立コースは 33.9%から

（図表2）育児休業期間中の手取り額例

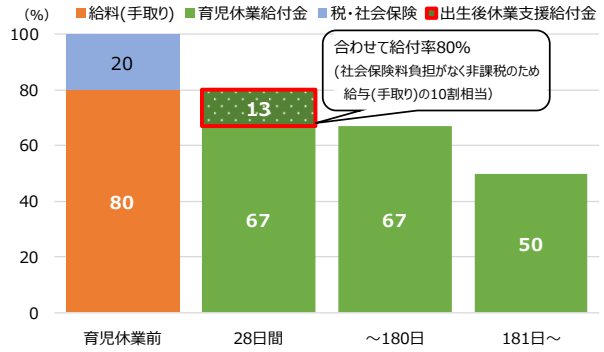

（出所）厚生労働省資料より明治安田総研作成

（図表3）家事の分担（誰が行っているか）<就業者>

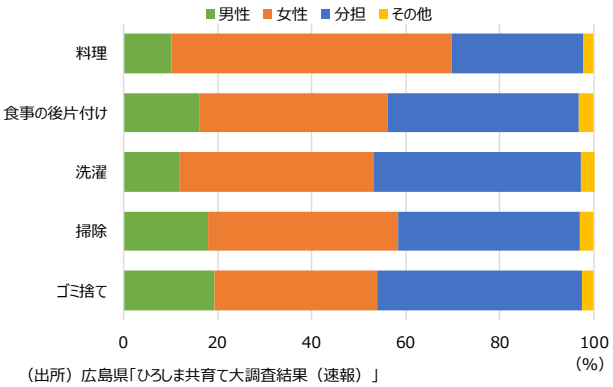

（出所）広島県「ひろしま共育て大調査結果（速報）」

（図表4）専業主婦世帯と共働き世帯数の推移

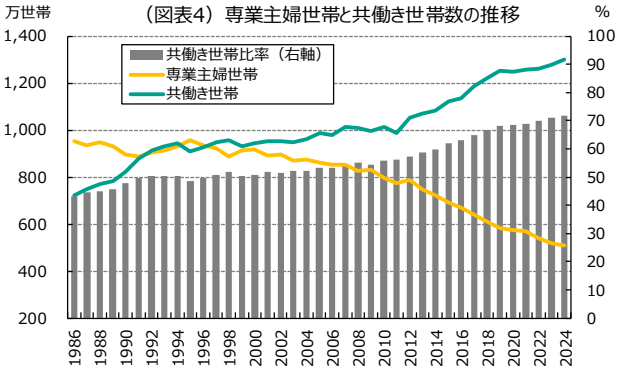

（出所）総務省「労働力調査特別調査」（2001年以前）、総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）

（図表5）女性が理想とするライフコース<左グラフ>
男性がパートナーに望むライフコース<右グラフ>

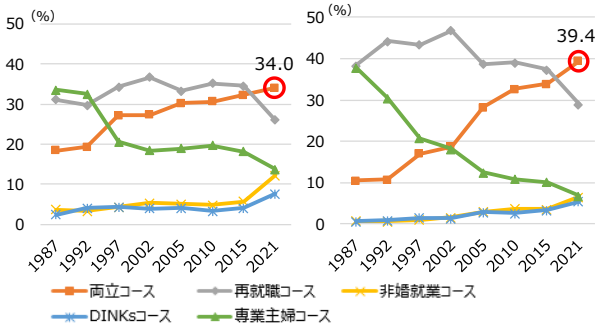

（出所）国立社会保障･人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

[2] 配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合などには配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げ。また、育児のための時短勤務で減る収入を補う仕組みも新たに新設。

[3] 選択肢のライフコース像は、「結婚し、子どもを持つが仕事も続ける（両立コース）」、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ（再就職コース）」、「結婚せず、仕事を続ける（非婚就業コース）」、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける（DINKs コース）」、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない（専業主婦コース）」、「その他」。

39.4%に増加し、こちらも最多となった。男女とも仕事と家庭の両立を希望している姿勢がうかがえる。また、結婚後は夫が外で働き、妻は家庭を守るべきだとの問いに対しては男性で約8割、女性で約9割が反対の考えを示している。その他、女性が男性の家事・育児の能力や姿勢を重視する割合は過年度推移でみて上昇傾向となっている。希望する女性が仕事と家庭を両立できるような男性の家事・育児負担や長時間労働の是正等の取組みが必要と考える。

３．育休後も続く育児の壁、男性の家事・育児参画には労働環境の改善等、社会全体で取り組む必要

2025年4月の改正により、育休取得時の手取り換算の所得が保障されることに伴い、男性育休取得が後押しされることが期待されるが、それは通過点に過ぎない。子育ては育休を取得して終わりではない。保育園に通い始めれば急な発熱で呼び出されたり、小学校にあがれば下校後の預け先に困る小一の壁や、夏休みなどの長期休暇の過ごし方などの問題に直面する。育休明け後も男性が子育てに参加できなければ女性の負担が重くなる。

男性の家事・育児への参画の促進にあたっては、各家庭が置かれている状況は様々であることから、一律にこれという理想形が示せるものではない。夫婦間でしっかりコミュニケーションを取ることや、日頃からのパートナーへの感謝の気持ちがベースにあることが求められよう。

働く女性が増えたことでM字カーブはほぼ解消されたが、正規雇用比率はL字カーブを描いており、これには家事・育児の負担が大きくなる出産前後に両立の難しさから離職を選ぶという背景がある。厚生労働省の2020年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業によると、両立の困難さから離職した女性が、仕事を続けるために重要と考える支援やサービスについては、「保育園・託児所」、「職場の育児との両立への理解、制度が利用しやすい雰囲気づくり」の回答割合が高いほか、「職場の短時間勤務制度」、「職場の在宅勤務制度」、「始業・終業時間の繰上げ・繰下げ」なども一定のニーズが見られる。少子高齢化、人手不足が叫ばれるなか、女性は労働力不足を補う力を持っている。

ひろしま共育て大調査では、男性に家事・育児を頑張っていないと思う理由を問うた質問に対する回答のトップは「自身の仕事が忙しく、家に帰る時間が遅いから」となっている。男性に家事・育児への参画意識を問うた質問に対しては「頑張りたい」との前向きな回答がトップとなっている。

女性への家事・育児負担の偏在は、当事者の意識や行動だけに起因するものではなく、仕事が忙しく帰宅時間が遅くなるなどの労働環境によるものや、古くからの価値観に基づく女性に求める役割など、ジェンダーバイアスも背景にある可能性も考えられる。環境改善には企業など多様な主体を巻き込み、社会全体で取り組むことが必要と考える。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 藤田 敬史
電話番号：03-6261-7947
e-mail：takafumi.fujita@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411